

保険料を納め始めるのは

第1号被保険者として保険料を納め始めるのは、65歳になった月の分からです。
※誕生日が1日の人は、誕生日の前月分から保険料を納めることになります。

例
5月1日生まれ→4月分から
5月2日生まれ→5月分から

介護報酬改定(プラス3パーセント)に伴う保険料上昇分の軽減

介護に従事する人の処遇を改善するため、介護報酬がプラス3パーセント改定されました。この改定によるプラス分が介護保険料に反映されることにより介護保険料が急激に上昇しないよう、緊急特別対策による軽減措置が講じられています。平成21年度から23年度までの介護保険料上昇分のうち、介護報酬改定に伴う増加分は、交付金(国費)により3年間軽減されています。

保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れないようにしましょう。

1年以上滞納すると

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割)が支払われる形となります。

1年6カ月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと、滞納していた保険料と相殺されます。

2年以上滞納すると

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

**納付が難しいときは
にご相談を!**

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときは、長寿介護課へご相談ください。

保険料の納め方

保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収に分かれています。

特別徴収

・老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の方
年金から、保険料を差し引かせていただきます。

4月・6月・8月の納付(仮徴収)

前年の所得が確定していないため、原則として前々年の所得を基に仮徴収額として納めていただきます。

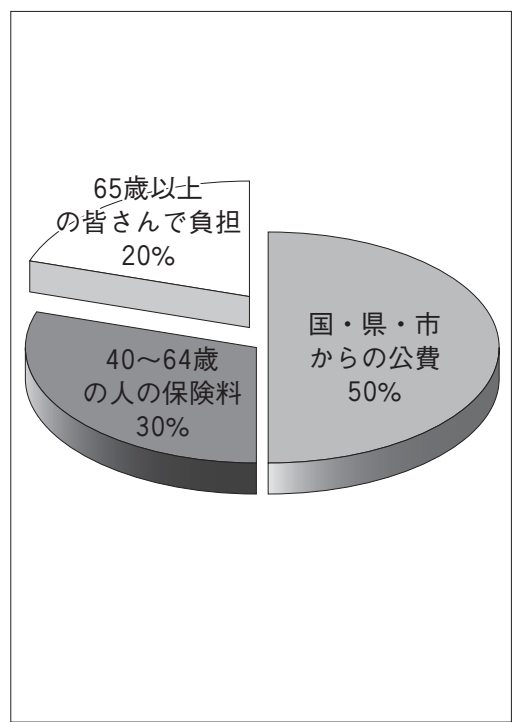
10月・12月・2月の納付(本徴収)

本人および世帯員の前年の所得を基に、年間保険料を算出し、そこから仮徴収で既に納めていた分を除いた金額を均等割りにして納めていただきます。

普通徴収

・老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が年額18万円未満の方
65歳になられたばかりの方
・転入されて間もない方
・年度途中で保険料額が変更になった場合など
市から送付される納付書で、期日(年10回)までに金融機関でお支払いください。口座振替による納付もできます。

**保険料はみんなで
支えあっています**



**介護保険に係る
費用の今後の見込み**

市では、平成21年度から23年度までの3年間で、介護保険に係る費用は、およそ96億円になると見込んでいます。

単位：円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス給付費	1,067,605,526	1,247,363,336	1,503,559,350
地域密着型サービス給付費	368,584,935	427,963,776	545,621,295
施設サービス給付費	1,089,747,150	1,175,097,297	1,216,685,986
介護予防サービス給付費	69,021,136	80,983,222	94,390,789
地域支援事業費	81,000,000	92,000,000	105,000,000
特定入所者介護サービス費	91,002,938	98,283,173	109,094,322
高額介護サービス費	37,542,180	42,405,290	48,610,180
審査支払手数料	4,172,312	4,712,847	5,402,378
計	2,808,676,177	3,168,808,941	3,628,364,300
3年間合計		9,605,849,418	

**要介護認定・要支援認定の
更新をされる方へのお知らせ**

経過措置の間は、要介護度が変わっても、従来どおりの要介護認定を選ぶことができます。

平成21年4月から、申請されたご本人に係る介護の手間をより正確に反映するため、要介護認定の方法の見直しが行われました。しかし、今回の見直しにより「今までより軽度で認定されるのではないか」等のご不安が生じているとの指摘もありましたので、厚生労働省では利用者・家族の代表者や専門家による「検証・検討会」を設けて、きちんと検証を行うこととしています。

安定的な介護サービスのご利用者を確保する観点から、「検証・検討会」の結果が出るまでの間、更新前の要介護度のままにするこ

とが可能です。経過措置は、要介護認定・要支援認定での更新申請者のみが対象となります。

注：この経過措置は、要介護認定・要支援認定での更新申請者のみが対象となります。

長寿介護課 介護支援係
☎407

